

提案理由説明書

令和5年第4回美浦村議会定例会

議 案 目 次

- 議案第 1 号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 財産の取得の変更について
(R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務)
- 議案第 7 号 令和5年度美浦村一般会計補正予算(第5号)
- 議案第 8 号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第 9 号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第10号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第11号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第12号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算(第3号)

議案第 1 号 美浦村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 2 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(議案書 3 ページから 13 ページ)

議案第 1 号 美浦村特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第 2 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 3 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 3 案につきましては、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

議案書の 3 ページから 13 ページをご参照ください。

本改正は、令和 5 年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定等が実施されることに準じて、本村においても関係条例につきまして所要の改正を行うものです。

議案第 1 号では、特別職の期末手当の支給割合を、議案第 2 号及び第 3 号では、会計年度任用職員を含む美浦村職員の月例給及び期末・勤勉手当の支給割合を改正するものでございます。

以上、議案第 1 号から第 3 号までにつきましてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第 4 号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(議案書 14 ページから 16 ページ)

議案第 4 号 美浦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 14 ページから 16 ページをお開きください。

本案は、地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 60 号）が令和 6 年 1 月 1 日から施行されることにより、産前産後の国民健康保険被保険者の国民健康保険税（所得割及び均等割）を出産予定日又は出産日が属する月の前月から 4 か月間（多胎妊娠の場合は 6 か月間）免除することに伴い、本村国民健康保険税条例に改正が生じたため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第 4 号につきましてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第 5 号 美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例

(議案書 17 ページ)

議案第 5 号 美浦村立学校設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の 17 ページをお開きください。

こちらの条例につきましては、美浦村立統合小学校準備委員会において統合小学校

の学校名について検討を行った結果、候補として「美浦村立美浦小学校」が選定されたことから、別表第1の「小学校の名称」を「美浦村立木原小学校、安中小学校及び大谷小学校」から「美浦村立美浦小学校」へ、「小学校の位置」を統合小学校が設置される場所の地番である「美浦村大字受領1433番地3」へ改正するものでございます。

また、当該条例で規定されている美浦村立美浦中学校の位置である「美浦村大字受領1435番地」及び美浦村立美浦幼稚園の位置である「美浦村大字大谷1059番地」が現在存在していないことから、別表第2の美浦村立美浦中学校の位置を「美浦村大字受領1432番地」へ、別表第3の美浦村立美浦幼稚園の位置を「美浦村大字大谷1060番地」へそれぞれ改正するものでございます。

なお、別表第2及び別表第3の改正規定につきましては令和6年4月1日から、別表第1の改正規定につきましては令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第5号につきましてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第6号 財産の取得の変更について

(R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務)

(議案書18ページから19ページ)

議案第6号 財産の取得の変更について、ご説明させていただきます。

議案書の18ページから19ページをお開きください。

本議案は、令和5年第2回定例会において議決を得た「財産の取得について」を変更するため、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」(昭和40年美浦村条例第8号)第3条に基づく契約となることから、議会の承認を求めらるものでございます。

現在契約履行中の「R05災害に強い屋外防災行政無線システム更新業務」に係る物品売買の変更契約で、履行事業者と変更契約を締結してよろしいか、ご審議をお願いするものでございます。

変更内容につきましては、令和5年7月14日付け消防庁事務連絡により、全国瞬時警報システム(Jアラート)の次期受信機への移行スケジュールが示されたことから、本業務で予定されていた当該機器の更新を実施しないこととし、また、システムの詳細を検討する中で機器構成に修正を行いました。

本業務に係る全体の当初契約金額は税込で「258,368,000円」。内訳は、業務委託料が税込で「40,041,100円」、工事請負費が税込で

「53,716,300円」、物品購入費が税込で「164,610,600円」でございます。

今回提案させていただいた本事業に係る変更金額は、業務委託料が税込で

「1,441,000円」減、工事請負費が増減無し、物品購入費が税込で

「5,597,460円」減、合計で「7,038,460円」の減額となります。

以上、変更後の契約額は、業務委託料が税込「38,600,100円」、工事請負費が税込で「53,716,300円」、物品購入費が税込で

「159,013,140円」、契約総額「251,329,540円」となります。

以上、議案第6号につきましてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第7号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第5号）

（議案書20ページから53ページ）

議案第7号 令和5年度美浦村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページをお開きください。

始めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ7,938万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ81億7,558万8千円とするものでございます。

今回の補正予算は、主に人事院勧告により示されました、給与改定に伴う職員給与関係経費の補正及び緊急性を要する事業につきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の繰越明許費から第4条の地方債の補正までにつきましてご説明いたします。

24ページをお開きください。

第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込の事業であります、学校給食施設管理事業につきまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

事業の詳細につきましては、歳出補正予算の説明の中でご説明いたします。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料等について、債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、第4条の地方債の補正では、村債対象事業費の確定により、緊急防災・減災事業債で、限度額を変更いたしております。

詳細につきましては、歳出補正予算の説明の中でご説明いたします。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

34ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務費で、戸籍法制の改正に伴う、戸籍附票等に振り仮名を記載するための戸籍の附票システム改修費として、162万8千円の増額補正をお願いしております。

同じく、戸籍住民基本台帳費の、住民基本台帳事務費で、戸籍事務費と同様に、戸籍法制の改正に伴う、住民票等に振り仮名を記載するための住民基本台帳システム改修費として、46万2千円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、いずれも全額国庫支出金を充当いたしております。
続いて、民生費について申し上げます。

35ページをお開きください。

社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい児通所給付事業費で、児童通所サービスの利用見込みが増加したことにより、1,676万円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、1/2が国庫支出金、1/4が県支出金を充当いたしております。

続いて、土木費について申し上げます。

40ページをお開きください。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で、国道125号線郷中交差点改良工事に伴う村道204号線舗装繕修工事費として、460万9千円の増額補正をお願いしております。

同じく道路新設改良費の、道路新設改良事業費では、公共事業で生じた残土の処分のためのストックヤードの用地取得費として、1,127万1千円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、消防費について申し上げます。

41ページをお開きください。

消防費の災害対策費では、屋外防災行政無線管理費で、災害に強い屋外防災行政無線システムの更新に係る整備工事費等につきまして、事業費が確定したため、設計管理費で771万2千円、整備工事費で70万円、機械器具費で746万6千円、総額1,587万8千円の減額をいたしております。

なお、財源につきましては、緊急防災・減災事業債を充当しておりますので、冒頭の地方債の補正で申し上げました、限度額の変更をいたしております。

続いて、教育費について申し上げます。

43ページをお開きください。

小学校費の教育振興費では、小学校教育振興事業費で、4年に一度の教科書の改訂に伴う、教師用指導書の購入費用として、1,120万6千円の増額補正をお願いいたしております。

同じく、中学校費の学校管理費では、美浦中学校学校管理費で、電気使用料で120万5千円、上下水道使用料で145万2千円、総額で265万7千円の増額補正をお願いいたしております。このうち、上下水道使用料の90万円につきましては、統合小学校建設工事施工業者負担分の計上となっております。

46ページをお開きください。

同じく、保健体育費の学校給食費では、学校給食施設管理費で、大谷小学校給食室改修工事の設計業務委託料について、284万9千円の増額補正をお願いしております。この改修につきましては、統合小学校開校時の給食について、大谷小学校で調理したものを運搬し提供するため必要なものとなっております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、30ページをお開きください。

始めに、国庫支出金について申し上げます。

国庫負担金の民生費国庫負担金では、障害児入所給付費等負担金として838万円の増額補正をいたしております。

次に、国庫補助金の総務費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として209万円の増額補正をいたしております。

続いて、県支出金について申し上げます。

県負担金の民生費県負担金では、障害児通所給付費等負担金として419万円の増額補正をいたしております。

続いて、寄附金について申し上げます。

寄附金の一般寄付金では、日本中央競馬会様等から寄付いただき1,160万円の増額補正をいたしております。

続いて、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金の電気事業会計繰入金では、令和4年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において一般会計へ繰出金として議決を頂いた163万円の計上をいたしております。

次に、基金繰入金の財政調整基金繰入金では、財源調整分として、5,304万1千円増額補正いたしております。

続いて、諸収入について申し上げます。

雑入の雑入では、茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金で令和4年度の精算金1,076万8千円、学校施設電気・上下水道使用料で、統合小学校建設工事施工業者負担分90万円をそれぞれ計上いたしております。

最後に、村債につきましては、歳出予算でご説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、今回の令和5年度美浦村一般会計補正予算（第5号）の主な概要について、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第8号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（議案書54ページから68ページ）

議案第8号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

54ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,125万6千円を減額し、補正後の予算総額を16億6,342万3千円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、補正予算事項別明細書により、歳出から

ご説明申し上げます。

60ページをお開きください。

【総務費】

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費で給与改定による予算調整額49万1千円の増額補正をお願いしております。

同じく国民健康保険事務費では、給与改定による会計年度任用職員の予算調整、令和6年1月に開始する出産被保険者に係る産前産後期間の保険税免除措置対応のシステム改修費及びデータ連携用PCサーバライセンス経費として36万4千円の増額補正をお願いしております。

【次の保健事業費】

特定健康診査等事業費の特定健康診査等事業では、次年度に実施する特定健康診査に係る総合健診申込書の作成委託料及び郵便料として41万5千円の増額補正をお願いしております。

【次の基金積立金】

支払準備基金積立金では、今回の補正予算での歳入額が歳出額に満たないことから、基金積み立ての予算額を減額し、財源として充てることとして2,425万7千円の減額補正をお願いしております。

【次の諸支出金】

償還金及び還付加算金の国庫支出金等返還金では、前年度に交付されました県支出金について超過交付となったため返還するもので、173万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

59ページをお開きください。

【国民健康保険税】

一般被保険者国民健康保険税では、当初見込んでいた保険税が、本算定時の被保険者数及び総所得金額が減少したことにより、医療給付費分現年課税分（普通徴収分）1,334万8千円の減額、医療給付費分現年課税分（特別徴収分）143万3千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分（普通徴収分）472万6千円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分（特別徴収分）47万7千円の減額、介護納付金分現年課税分（普通徴収分）296万2千円の減額をし、合計2,294万6千円の減額補正をお願いしております。

県支出金 県補助金の保険給付費等交付金では、令和6年1月に開始する出産被保険者に係る産前産後期間の保険税免除措置対応のシステム改修費に係る補助金として20万9千円の増額補正をお願いしております。

繰入金 他会計繰入金の一般会計繰入金では、職員給与費等繰入金で、歳出の職員給与関係経費及び国民健康保険事務費の会計年度任用職員人件費と同額の55万3千円の増額補正をお願いしております。同じく産前産後保険税繰入金では、令和6年1月施行となる産前産後保険税軽減制度に伴い、一般会計の産前産後保険税分繰出金

と同額の2万5千円の増額補正をお願いしております。

繰入金 基金繰入金の支払準備基金繰入金では、今回の補正予算により、歳入歳出の差で不足する分を支払準備基金から取り崩すもので90万3千円の増額補正をお願いしております。

以上、今回の令和5年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第9号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）

（議案書69ページから83ページ）

議案第9号 令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

69ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ163万9千円を追加し、補正後の予算総額を14億7,105万5千円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明いたします。

75ページをお開きください。

始めに、総務費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、給与改定による増額分として85万円を計上しております。

また、介護保険事務費について、報酬、職員手当等、共済費、旅費で、会計年度任用職員の人件費31万8千円を増額しております。令和6年1月より介護認定更新手続きに係る新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の特別措置を終了することに伴い介護認定調査件数の増加が見込まれ、その対応のため、現在雇用している会計年度任用職員の勤務日数を増やすものです。週3日勤務を週5日勤務に増加して対応いたします。更に、委託料で介護保険システム改修委託料を22万円増額しております。令和6年度の介護報酬改定等に対応するためのシステムの改修となります。

次に、保険給付費、介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費について、50万円を減額しております。サービスの利用が当初の見込みを下回っているため、減額するものです。

次に、保険給付費、介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費について、50万円を増額しております。サービスの利用が当初の見込みを上回ったことによるものです。地域密着型介護サービス給付費と給付費の調整を行うものです。

次に、地域包括支援センター費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、給与改定による増額分25万1千円を増額しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明いたします。

前に戻っていただきまして、74ページをご覧ください。

始めに、順序が一部前後いたしますが内容が関連いたしますので合わせて説明させていただきます。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料、現年度分普通徴収保険料に1万6千円、国庫支出金、国庫補助金、地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）、現年度分地域包括支援事業（包括支援事業・任意事業）に2万6千円、県支出金、県補助金、地域包括支援事業交付金（包括支援事業・任意事業）、現年度分地域包括支援事業（包括支援事業・任意事業）に1万3千円、繰入金、一般会計繰入金、地域包括支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）、現年度分地域包括支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）に、1万3千円を計上しております。これらは、歳出でご説明いたしました地域包括支援センター費の職員給与関係経費のうち給料の財源となるものです。

次に、国庫支出金、国庫補助金、介護保険事業費補助金、介護保険事業費補助金に、介護保険システム改修費として11万円を増額しております。介護報酬改定に対応する介護保険システム改修委託料の1/2の国庫補助分となります。

次に、繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金について、総務費及び地域包括支援センター費の職員給与関係経費と、介護保険事務費の会計年度任用職員の人件費、介護保険システム改修委託料の村負担分に対する繰入金として146万1千円を増額しております。

以上、今回の令和5年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議案第10号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（議案書84ページから90ページ）

議案第10号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

84ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230万9千円を追加し、補正後の予算総額を1億9,859万9千円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

90ページをお開きください。

後期高齢者医療広域連合納付金では、低所得者の軽減した保険料の保険基盤安定納付金額が決定したため、当初予算との差額230万9千円の増額補正をお願いしております。

次に歳入について、ご説明申し上げます。

89ページをお開きください。

【繰入金】

一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金では、歳出の後期高齢者医療広域連合納付

金で述べましたとおり、所得の少ない被保険者の保険料について減額した額を、一般会計から特別会計へ繰り入れることとなっており、歳出と同額の増額補正をお願いしております。

以上、今回の令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議案第11号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

（議案書91ページから99ページ）

議案第11号 令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の91ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で、39万2千円の増額補正をお願いしております。

また、第3条の債務負担行為では、表のとおり4,935万7千円の債務負担の設定をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

議案書の99ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出予算につきましてご説明申し上げます。

水道事業費用の営業費用、配水及び給水費では職員の給与関係の調整に伴うものとして10万2千円の減額、総係費では職員の給与関係の調整及びISDN回線終了により回線切り替えに伴うものとして49万4千円の増額、合計39万2千円の増額補正をお願いしております。

続きまして、債務負担行為について申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の91ページをお開きください。

水道事業は、供用開始から46年ほどが経過しており、配水場の施設及び配水管路も老朽化し、施設の更新や配水管の更新工事を行う時期となっております。

配水管の更新工事については、既存の上水道及び下水道等を考慮し施工するため、専門的な知識や、指導監督が必要となることから、施工管理業務の委託期間を令和6年度から令和8年度までの3ヵ年とし、4,935万7千円の債務負担の設定をお願いしております。

以上、今回の令和5年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

議案第12号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）

（議案書100ページから113ページ）

議案第12号 令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして

ご説明申し上げます。

議案書の100ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の営業費用で667万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の企業債で3,160万円、支出の建設改良費で2,256万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、第4条の債務負担行為では、表のとおり4,935万7千円の債務負担の設定をお願いしております。

次に、第5条の企業債の補正では、3,160万円の限度額の増額をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

議案書の111ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出予算につきましてご説明申し上げます。

支出の営業費用では、管渠費（公共下水道事業）の修繕費で中継ポンプ施設の故障により272万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、処理場費（農業集落排水事業）の委託料で汚泥処理関連経費に不足が見込まれるため、172万4千円の増額補正をお願いしております。

次に、総係費では職員の給与関係の調整として222万8千円の増額、合計667万3千円の増額補正をお願いしております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

議案書の112ページをお開きください。

収入の企業債では、3,160万円の増額補正をお願いしております。

こちらは、資本的支出の管渠建設改良費（公共下水道事業）の増加に対応し、借入を行うものです。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の113ページをお開きください。

支出の管渠建設改良費（公共下水道事業）では、職員の給与関係の調整及び工事請負費で3,256万3千円の増額補正をお願いしております。

工事請負費につきましては、中継ポンプの更新2か所、中継ポンプ水位計の更新4か所等となります。

次に、処理場建設改良費（公共下水道事業）では1,000万円の減額補正をお願いしております。

こちらは、工事請負費での差金等の不用額となります。

続きまして、債務負担行為について申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の100ページをお開きください。

公共下水道事業の施工管理業務委託が本年度で現契約が終了となり、次年度以降の予算執行にあたり年度内の契約が必要となることから、期間を令和6年度から令和8年度までの3ヵ年とし、4,935万7千円の債務負担の設定をお願いしてお

ります。

続きまして、企業債の補正について申し上げます。

こちらは、先ほども申し上げました、管渠建設改良費（公共下水道事業）の増加に対応するため限度額の変更をお願いするものです。

以上、今回の令和5年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。